

# 大田市太陽光発電設備の設置管理等に関する条例(骨子)

## 1 条例制定の背景・目的

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が創設されて以来、環境意識の高まりや国再生可能エネルギー推進施策により太陽光発電設備の設置が全国的に普及しています。また、政府が 2050 年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」(脱炭素社会の実現)を目標に掲げたことを受け、本市においても太陽光発電設備の導入が引き続き進むことが予測されます。

一方で、太陽光発電施設の増加に伴い、事業区域における不適切な設置や近隣住民への説明不足等によりトラブルとなる事例が相次ぐなど、太陽光発電設備の設置に対する不安や懸念の声も多くあり全国的な問題となっています。

本市においても、要綱で定める事務処理を進めるにあたり、問題が散見される事例も発生しており、太陽光発電事業が地域との共生のなかで安全で安心な生活環境を確保しながら推進できる厳格なルールづくりが求められています。

こうしたことから、太陽光発電施設の設置及び管理に関し条例で必要な事項を定め、太陽光発電事業と地域住民の安全な生活及び自然環境の保全との共生を図ることを目的に条例を制定するものです。

## 2 条例の骨子

### (1)対象となる施設

太陽電池モジュールの合計出力が 10 kw 以上の太陽光発電施設について適用する。

ただし、次のいずれかに該当する施設は適用から除く。

- ア 建築基準法に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- イ 標識、照明、河川監視設備等に附属して設置されるもの
- ウ 研究目的等で設置されるもの(禁止区域外に設置されるものに限る)
- エ 太陽電池モジュールの合計出力が10kw未満のもの(禁止区域外に設置されるものに限る)

### (2)責務

#### ア 市

市は上記の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用に必要な措置を講ずるものとする。

#### イ 事業者

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の発生抑止や生活環境及び自然環境への影響並びに景観の悪化が生じないように十分配慮するとともに、近隣関係者との良好な関係を保つこととする。

#### ウ 土地所有者等

土地所有者、占有者及び管理者は、あきらかに事故の発生や自然環境を損なうおそれのある事業者に対して事業区域を使用させないよう努めなければならない。

#### エ 地域住民等

地域住民等は、この条例の目的を達成するために、市の施策及び本条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

### **(3)禁止区域の設定**

市長は、次に掲げる区域を、太陽光発電設備設置事業の禁止区域として指定する。(ただし、国又は地方公共団体が設置する場合を除く。また、本規定は、太陽電池モジュールの合計出力が10kw未満の事業も適用する。)

ア 砂防法の砂防指定地(ただし、管轄する官公庁が認めた場合は除く。)

イ 文化財保護法の重要文化財、有形文化財(建造物)、史跡、名勝又は天然記念物の存する区域

ウ 森林法の保安林及び地域森林計画の民有林の区域

エ 農業振興地域の整備に関する法律の規定により定める市の農業振興地域整備計画において農用地等として利用する土地の区域(営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農用地等を除く。)

オ 農地法の集団的に存在する農地、採草放牧地又はその他の良好な営農条件を備えている農地の区域(営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農用地等を除く。)

カ 地すべり等防止法の地すべり防止区域

キ 河川法の河川区域及び河川予定地

ク 都市計画法の都市計画区域における風致地区

ケ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域

コ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害特別警戒区域

サ 自然公園法の国立公園、国定公園及び長野県立自然公園の区域

シ 文化財保護条例の長野県宝、長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物の存する区域

ス 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の鳥獣保護区及び特別保護地区

セ 大町市文化財保護条例の大町市指定有形文化財、大町市指定史跡、大町市指定名勝又は大町市指定天然記念物の存する区域

ソ 長野県水環境保全条例の水道水源保全地区の区域

タ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例の水資源保全地域

チ 長野県景観条例の景観育成重点地域(国道147・148号沿道)

ツ 長野県自然環境保全条例の自然環境保全地域及び郷土環境保全地域

- テ 現状の地盤面が斜度30度以上の角度をなしている区域(発電設備の設置に伴う造成等を行った後の地盤面にも準用する。)
- ト その他市長が必要と認めた区域

#### **(4)抑制区域の設定**

市長は、次に掲げる区域を、太陽光発電設備設置事業について、災害の防止、良好な自然環境等の保全及び市民の生活環境の保全上、特に配慮が必要と認められる抑制区域として指定するものとする。(ただし、国又は地方公共団体が設置する場合を除く。)

- ア 水防法の洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域
- イ 文化財保護法の埋蔵文化財包蔵地の区域及び禁止区域のイ、ク、サ、シ、セ、チ、ツの区域の敷地境界線から水平距離30メートル以内の区域
- ウ 禁止区域の力の地すべり防止区域に準ずる地すべり危険箇所、地すべり危険地 及び山地災害危険地区等の区域
- エ 禁止区域のケの急傾斜地崩壊危険区域に準ずる区域
- オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害 警戒区域及びこれに準ずる区域
- カ 建設省砂防課長通達による土石流危険渓流及び土石流危険区域
- キ 都市計画法に基づく大田市用途地域のうち、第1種低層住宅専用地域、第2種 低層住宅専用地域、第1種中高層住宅専用地域及び第2種中高層住宅専用地域
- ク その他市長が必要と認めた区域

#### **(5)事前協議**

市内全域を対象区域とする。対象事業の場合には、事業者に対し条例、規則で定める諸手続き及び地域住民等説明会に要する期間を考慮したうえで(太陽電池モジュール電池の合計出力が50kW以上の場合にあっては要する期間をさらに考慮)、事前協議をするものとする。

また、その後、事業内容等に変更が生じたときは、変更事前協議をするものとする。

##### **【施行規則で規定】**

事前協議書には、以下の書類を添付するものとする。

- (1)位置図(1/10,000 以上)
- (2)現況写真(事業区域及び発電設備の設置予定範囲が確認できるもの)
- (3)公図の写し及び不動産登記情報
- (4)平面図、架台立面図、その他付属する図面及び設備仕様書
- (5)再エネ促進法の認定証明又は申請書の写し(再エネ促進法の認定を受ける事業の場合)
- (6)託送供給に係る契約書の写し(再エネ促進法の認定を受けない事業の場合)
- (7)現在又は履歴事項全部証明書の写し(事業者が法人の場合)
- (8)発電施設の維持管理に係る計画
- (9)雨水排水計画及び雨水排水施設構造図(許可申請時でも可)

## **(6) 事前協議に対する回答**

市長は、事前協議の内容を審査し、審査の内容について回答するものとする。なお、変更事前協議についても同様とする。

## **(7) 説明会の実施及び協定書の締結**

事業者に対し、事業計画について、地域住民等を対象にした説明会の開催を義務付ける。

また、地元住民と良好な関係を保ち太陽光発電設備の設置・運営を行えるよう、地元自治会等との協定書の締結を義務付ける。ただし、地元自治会等の意向により、協定書の締結が必要ないと判断された場合はこの限りではない。

### **【施行規則で規定】**

近隣住民等へ説明する事項は、以下のものとする。

- (1) 発電設備の設置工事内容に関する事
- (2) 防災、環境保全及び景観保全の対策に関する事
- (3) 設置後の保守点検及び維持管理の計画に関する事
- (4) 災害等の非常時における対処に関する事
- (5) 撤去及び処分の計画に関する事

## **(8) 設置事業の許可申請**

事業者は、各種許認可、協定の締結や事前協議の回答事項への対応等が完了し、発電設備の設置を行おうとする場合には、事業着手の14日前まで(太陽電池モジュール電池の合計出力が50kW以上の場合にあつては30日前まで)に許可申請の手続きを行ない、市長の許可を受けるものとする。

また、その後、事業内容等に変更(軽微な変更を除く)が生じた場合は、変更許可申請の手続きをするものとする。

### **【施行規則で規定】**

許可申請書には、以下の書類を添付するものとする。

- (1) 位置図(1/10,000 以上)
- (2) 現況写真(事業区域及び発電設備の設置予定範囲が確認できるもの)
- (3) 公図の写し及び不動産登記情報(土地を使用する権利が分かるもの)
- (4) 平面図、架台立面図、その他付属する図面及び設備仕様書
- (5) 再エネ促進法の認定証明の写し(再エネ促進法の認定を受ける事業の場合)
- (6) 託送供給に係る契約書の写し(再エネ促進法の認定を受けない事業の場合)
- (7) 現在又は履歴事項全部証明書の写し(事業者が法人の場合)
- (8) 雨水量等計算書
- (9) 排水計画及び排水施設構造図
- (10) 施工計画書(材料・工法・搬入搬出・工程等がわかるもの)
- (11) 誓約書
- (12) 発電施設の維持管理に係る計画
- (13) 関係法令等の手続の完了を証するもの(対象手続のある場合)
- (14) 協定書の写し(協定締結ある場合)

## (9)設置許可

市長は、許可申請の内容を審査し、適当と認めるときは、設置許可をするものとする。なお、変更許可申請についても同様とする。

また、虚偽や違反等があった際は、許可を取り消すことができるものとする。

## (10) 許可基準の設定

適正な設置及び管理を促すため、次のとおり許可をしない基準を設ける。

ア 地域自治会等との協定が締結されてないとき(地元自治会等が必要ないと判断した場合は不要)

イ 事業者及び現場管理者が次のいずれかに該当するとき

- ① 発電事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ③ 過去に許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- ④ 過去に改善命令等を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を完了していない者
- ⑤ 発電事業の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると市長が認めた者
- ⑥ 未成年者の法定代理人が②から⑤までのいずれかに該当する者
- ⑦ 法人でその役員又は規則で定める使用人が②から⑤までのいずれかに該当するもの
- ⑧ 法人で②に規定する者がその事業活動を支配する者
- ⑨ 個人で特定使用人が②から⑤までのいずれかに該当する者

ウ 発電設備の設置に関し、次のいずれかが規則等で定める基準に適合しないとき。

- ① 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項
- ② 事業区域及びその周辺地域における良好な景観・自然環境等の保全に関する事項
- ③ 地域住民等との良好な関係の構築及び維持に関する事項
- ④ 太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項
- ⑤ 抑制区域で計画する場合は、特に配慮すべき事項
- ⑥ その他市長が必要と認めた事項

エ 関係法令等若しくはこの条例に違反し、又は市長がこれらに違反していると判断する事由があるとき。

2 その他、災害の防止又は良好な景観・自然環境等の保全上必要な条件を付することができる。

## (11)誓約書の提出

事業者は、上記「許可基準のイ」に掲げる事項に、該当しない旨の誓約書の提出を義務付けるものとする。

## (12)標識の掲示

事業者は、発電設備の設置に着手する日までに、事業地の地域住民等が容易に確認できる場所に標識を掲示するものとする。

### **(13)着工の届出**

事業者は、許可後、発電設備の設置工事業に着手しようとするときは、市長へ届け出なければならないものとする。

### **(14)完了の届出**

事業者は、発電設備の設置工事業を完了したときは、市長に届け出なければならないものとする。

### **(15)設置後の報告**

市長は、設置工事完了後、必要な限度において、事業者に対し、維持管理状況等について報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

### **(16)発電設備の管理等**

事業者は、発電事業の防災、環境保全、景観保全等に関し問題が生じた若しくは設備が被災した場合には、適切な措置を講じるものとする。

### **(17)発電事業の廃止**

事業者は、発電事業を廃止しようとするときは、太陽光発電設備撤去予定届の提出を義務付け、その後、発電設備を撤去するものとする。

また、発電設備を撤去したときは、撤去の完了後、太陽光発電設備撤去完了届の提出を義務付けるものとする。

事業者は、発電設備を撤去し処分するときは、法に基づき、適切な措置を講じるものとする。

### **(18)立入調査**

事業者の同意のもと、職員が事業地に立ち入り、事業の実施状況等について調査することができるものとする。

### **(19)助言及び指導**

市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して助言又は指導をすることができるものとする。

### **(20)勧告**

市長は、事業者が規定による協議をしない場合、書類の提出及び報告を行わない場合及び指導に従わない場合など必要な事項を履行しないときは、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

### **(21)改善命令**

市長は、勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その勧告に係る措置を講ずるよう改善命令をすることができるものとする。

## **(22) 検討委員会の設置**

市長は、太陽光発電設備の設置管理等に関して、必要な事項を調査及び審議できる、検討委員会を設置できるものとする。

## **(23) 公表及び停止命令**

市長は、事業者が勧告及び命令に従わないときは、事業者名等を公表するとともに、太陽光発電設備の稼働の停止を命じることができるものとし、その旨を国又は県に報告するものとする。

## **(24) 罰則**

命令に違反した者や勧告に従わない者に罰則を科すことができるものとする。

## **(25) 国等の特例**

国又は地方公共団体が行う太陽光発電設備の設置については、許可を受けることを要しないものとする。この場合、国又は地方公共団体等は、市長に協議をしなければならないものとする。

## **(26) 県の条例との関係**

本条例により、県条例の目的が達成できる場合、本条例の規定を優先するものとする。

## **(27) 経過措置**

本条例の施行に際し、現要綱において手続き中の太陽光発電事業については、経過措置を設けるものとする。